

低公害・低燃費車導入義務制度の改正について

東京都は、自動車使用による環境負荷の低減を目的に、自動車を多く使用している事業者に対して、一定割合以上の特定低公害・低燃費車を導入することを義務付けています。

令和9年4月1日から、義務率・達成期限・導入を求める車両の要件等を改正します。

※都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第35条

対象者

都内で200台以上の自動車を使用する事業者

義務内容①【特定低公害・低燃費車の導入】

使用する自動車のうち、特定低公害・低燃費車を **40%以上導入（換算後）** して下さい。

○対象となる自動車

道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車（それぞれ二輪車と被けん引自動車を除く）。以下「普通自動車等」と表記します。

○特定低公害・低燃費車とは

排出ガスを発生しないか、又は排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車として、東京都が定めた普通自動車等です。

義務内容②【乗用車における非ガソリン車の導入】

使用する自動車の中でも乗用車においては、特定低公害・低燃費車の要件に該当する非ガソリン車を **50%以上導入（換算後）** して下さい。

○対象となる乗用車

普通自動車等のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの（これを改造して特種の用途に供するものも含む）とし、軽自動車は除きます。

○非ガソリン車とは

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）及びハイブリッド自動車（HV）※を指します。

※特定低公害・低燃費車要件該当車に限ります。

達成期限

令和14年（2032年）3月31日

表1-1 第6期（R9年4月1日以降）導入車両の要件

「自動車の種別」の区分も含め、要件が大幅に変更されていますのでご注意ください。

自動車の種別		排出ガス基準	燃費基準
乗用車		H30年基準50% 以上低減 ※ガソリン車の例	R12年度基準100%以上達成
軽乗用車			R12年度基準85%以上達成
軽量車	(貨物車)		R4年度基準100%以上達成
	(乗合車)		R12年度基準75%以上達成
中量車	(貨物車)		R4年度基準100%以上達成
	(乗合車)		R12年度基準75%以上達成
重量車	(貨物車)	H28年規制適合 ※ディーゼル車 の例	R7年度基準105%以上達成
	(乗合車)		R7年度基準100%以上達成

- ※1 乗用車、軽量車、中量車についてはガソリン車、重量車についてはディーゼル車の要件を抜粋して記載しています。詳細は環境局HP掲載の要綱をご参照ください。
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation>
 （要綱における燃費基準(性能)は向上割合で記載されています。（例:105%→5%向上））
- ※2 国の排出ガス基準及び燃費基準を基準としています。
- ※3 いずれの自動車の種別においてもEV,FCV,PHEVは要件該当車と扱います。

表1-2 第6期（R9年4月1日以降）導入車両の換算率

「乗用車における非ガソリン車の導入義務」において、EV・FCVの換算率が変更されていますのでご注意ください。

項番	自動車の種類	換算率①【特定低公害・低燃費車の導入義務】	換算率②【乗用車における非ガソリン車の導入義務】
1	電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)	3	3
2	プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	2	2
3	特定低公害・低燃費車(項番1、2を除く)	1	1 ※HVに限る

特定低公害・低燃費車の該当要件（排出ガス基準・燃費基準） 2/2

表2-1 第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の要件

自動車の種別	排出ガス基準	燃費基準
乗用車	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	R2年度基準120%以上達成
軽量車 (貨物車・乗合車)	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準125%以上達成
中量車 (貨物車・乗合車)	H17年基準75%以上低減 又はH30年基準75%以上低減	H27年度基準110%以上達成
	H17年基準50%以上低減 又はH30年基準50%以上低減	H27年度基準115%以上達成
重量車 (貨物車・乗合車)	H28年規制適合 又は NOx 0.63g/kWh以下、PM 0.007g/kWh以下(JE05)	H27年度基準110%以上達成 又はR7年度基準95%以上達成 (車両総重量3.5～7.5t)
		H27年度基準105%以上達成 又はR7年度基準90%以上達成 (車両総重量7.5t超)

- ※ 1 乗用車、軽量車、中量車についてはガソリン車、重量車についてはディーゼル車の要件を抜粋して記載しています。詳細は環境局HP掲載の要綱をご参照ください。
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation>
 (要綱における燃費基準(性能)は向上割合で記載されています。(例:105%➡5%向上))
- ※ 2 国の排出ガス基準及び燃費基準を基準としています。
- ※ 3 いずれの自動車の種別においてもEV,FCVは要件該当車と扱います。
- ※ 4 第5期までに導入されたPHEVは排出ガス要件があります。
 (乗用車:平成17年基準排出ガス75%以上低減又は平成30年基準排出ガス75%以上低減)
- ※ 5 第5期までに導入された車両を更新した場合は第6期要件にて該当を判定します。
- ※ 6 重量車R7年度燃費基準達成度要件は、型式の2桁目がV,Wの車両に限ります。

表2-2 第5期（R9年3月31日まで）以前導入済車両の換算率

項番	自動車の種類	換算率①【特定低公害・低燃費車の導入義務】	換算率②【乗用車における非ガソリン車の導入義務】
1	電気自動車(EV)及び燃料電池自動車(FCV)	3	2
2	プラグインハイブリッド自動車(PHEV)	2	2
3	特定低公害・低燃費車(項番1、2を除く)	1	1 ※HVに限る

特定低公害・低燃費車の導入率算定方法

$$\begin{aligned} \text{導入率} = & \frac{\begin{aligned} & \text{第6期(R9年4月1日以降)導入車両} \\ & [\text{表1-1要件該当車数}] \times [\text{表1-2換算率①}] \text{の合計} \end{aligned}}{\text{総使用台数}} \\ & + \frac{\begin{aligned} & \text{第5期(R9年3月31日まで)以前導入済車両} \\ & [\text{表2-1要件該当車数}] \times [\text{表2-2換算率①}] \text{の合計} \end{aligned}}{\text{総使用台数}} \end{aligned}$$

計算例

【総計250台の自動車を使用している場合】

(1)第6期以降の導入車両 計50台
「自動車の種類の内訳」
EV: 3台 FCV: 1台 PHEV: 2台
上記以外の特定低公害・低燃費車:20台
要件非該当車:24台

(2)第5期末までの導入車両(継続使用車両) 計200台
「自動車の種類の内訳」
EV: 3台 FCV: 1台 PHEV: 5台
上記以外の特定低公害・低燃費車:55台
要件非該当車:136台
※第6期以降に廃車したものは算定対象外

換算率適用後導入台数

(1) $3\text{台} \times \underline{3} + 1\text{台} \times \underline{3} + 2\text{台} \times \underline{2} + 20\text{台} \times \underline{1} = 36\text{台}$
※下線部は表1-2の換算率①

(2) $3\text{台} \times \underline{3} + 1\text{台} \times \underline{3} + 5\text{台} \times \underline{2} + 55\text{台} \times \underline{1} = 77\text{台}$
※下線部は表2-2の換算率①

導入率 $(36 + 77) / 250 \times 100(\%) = 45.2\%$ →義務(40%)達成

乗用車における非ガソリン車の導入率算定方法

$$\begin{aligned} \text{導入率} = & \frac{\begin{array}{l} \text{第6期(R9年4月1日以降)導入車両(乗用車)} \\ \text{[表1-1要件該当非ガソリン車数]} \times \text{[表1-2換算率②]} \text{の合計} \end{array}}{\text{乗用車使用台数}} \\ & + \frac{\begin{array}{l} \text{第5期(R9年3月31日まで)以前導入済車両(乗用車)} \\ \text{[表2-1要件該当非ガソリン車数]} \times \text{[表2-2換算率②]} \text{の合計} \end{array}}{\text{乗用車使用台数}} \end{aligned}$$

計算例

【200台以上の自動車を使用しているうち乗用車が50台の場合】

(1)第6期以降の導入車両（**乗用車**）計15台

«自動車の種類の内訳»

EV: 1台 FCV: 1台 PHEV: 2台

HV（特定低公害・低燃費車要件該当）: 2台

HV以外の特定低公害・低燃費車: 1台

要件非該当車: 8台

(2)第5期末までの導入車両(継続使用車両)（**乗用車**）計35台

«自動車の種類の内訳»

EV: 1台 FCV: 1台 PHEV: 2台

HV（特定低公害・低燃費車要件該当）: 10台

HV以外の特定低公害・低燃費車: 2台

要件非該当車: 19台

※第6期以降に廃車したものは算定対象外

換算率適用後導入台数

(1) $1 \text{台} \times \underline{3} + 1 \text{台} \times \underline{3} + 2 \text{台} \times \underline{2} + 2 \text{台} \times \underline{1} = 12 \text{台}$

※下線部は表1-2の換算率②

(2) $1 \text{台} \times \underline{2} + 1 \text{台} \times \underline{2} + 2 \text{台} \times \underline{2} + 10 \text{台} \times \underline{1} = 18 \text{台}$

※下線部は表2-2の換算率②

導入率 $(12 + 18) / 50 \times 100(\%) = \underline{60.0\%} \rightarrow \text{義務(50\%)達成}$

《制度詳細》

本制度に係る具体的な内容については、東京都環境局のホームページ掲載の要綱等をご参照ください。

【環境局HP】

○特定低公害・低燃費車導入義務制度

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation>

○自動車環境管理計画書制度

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/newplan/newplan>

【お問い合わせ先】

○東京都環境局 環境改善部 自動車環境課 自動車対策担当

電話番号: 03-5388-3462

メールアドレス S0000628@section.metro.tokyo.jp

※自動車環境管理計画書制度については、下記の相談窓口までお問い合わせください。

○自動車環境管理計画書相談窓口

電話番号: 03-5388-3526

メールアドレス jkeikaku@kankyo.metro.tokyo.jp